

事務連絡
令和6年3月4日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学担当課
国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校事務担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省大臣官房政策課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
スポーツ庁地域スポーツ課
文化庁参事官（芸術文化担当）付

健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等
における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について（周知）

現行の健康保険証の発行については、本年12月2日に終了し、本年12月2日以後は医療機関・薬局においては、マイナンバーカードによりオンラインにて被保険者資格の確認を行うことが基本となります。

ただし、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等、マイナンバーカードを持参することが必ずしも容易でない場合における被保険者資格の確認方法について、この度厚生労働省より別添のとおり医療機関等の関係団体宛に周知されていますので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校（幼稚園、専修学校を含み、大学を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれては、その設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては、所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

なお、当該確認方法について御質問等がある場合は、別添の厚生労働省通知に記載されている連絡先へお問い合わせいただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

(本通知に関する問合せ)

大臣官房政策課調整係

TEL：03-5253-4111（内線：2963）

(修学旅行に関する問合せ)

初等中等教育局児童生徒課庶務担当

TEL：03-5253-4111（内線：2389）

(運動部活動に関する問合せ)

スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係

TEL：03-5253-4111（内線：3953）

(文化部活動に関する問合せ)

文化庁参事官（芸術文化担当）付

学校芸術教育室文化活動振興係

TEL：03-5253-4111（内線：2832）